



埼労発基1113第2号
令和2年11月13日

関係団体 各位

埼玉労働局長



令和2年度 埼玉年末・年始無災害運動の実施について（要請）

日頃より労働行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も標記について、別紙「令和2年度埼玉年末・年始無災害運動実施要領」のとおり令和2年12月1日から令和3年1月15日までの間、実施することといたしましたので、貴会会員に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今年度も本運動の取組をより確かなものとするため、「令和2年度安全衛生管理自主点検表」を活用した自主点検の積極的な実施にご配慮いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

※自主点検表は埼玉労働局ホームページからダウンロードできます。

令和2年度埼玉年末・年始無災害運動実施要領

「きっちり確認ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害」(令和2年度 年末年始無災害運動標語)

埼玉県内の事業場での本年10月末集計の労働災害発生状況は、死亡者数13人(前年同期比14人(51.9%)の減少)、休業4日以上之死傷者数4,660人(前年同期比293人(6.7%)の増加)となっている。

「埼玉第13次労働災害防止計画」では、5年間で平成29年に比べ死亡者数を20%以上、休業4日以上之死傷者数を7%以上減少させることを目標としている。平成29年同期比では、死亡者数は12人減少、休業4日以上之死傷者数548人(13.3%)増加となっており、このままでは、年間6千人を3年続けて上回ることも予想され、目標達成が厳しい状況である。

このような状況の中、年末年始の繁忙期を迎え、貨物量の増加、気象条件や交通事情等により作業環境が変化しやすくなることに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除を行う際等に非常作業等が行われることなどに伴って、労働災害の増加が懸念される。

このため、各事業場、職場における年末・年始にかけての安全衛生意識を高め、安全衛生活動を積極的に展開することにより、労働災害を防止するため、「埼玉年末・年始無災害運動」を実施する。

なお、厚生労働省が後援する「年末年始無災害運動」の趣旨も踏まえ実施することとする。

※また、今年度も本運動の取組をより確かなものとするため、安全衛生管理の基本事項について「令和2年度安全衛生管理自主点検」を実施するものとする。

1 目的

各労働災害防止団体等が推進する年末・年始時期を捉えた労働災害防止強調期間、無災害運動等との連携により、管内事業場における安全衛生意識の高揚を図るとともに期間中に埼玉労働局及び管下各労働基準監督署並びに各関係団体・各事業場が展開している各種取組を一層推進し、もって労働災害の防止を図る。

2 実施期間

令和2年12月1日から令和3年1月15日まで

3 主唱者

埼玉労働局、管下各労働基準監督署

4 実施者

事業者

5 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体、事業者団体、建設工事発注機関等に対する協力要請
- (2) 年末年始に労働災害の多発が懸念される業種に対する指導・要請
- (3) ホームページ、記者発表等による広報
- (4) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (5) 「Safe Work SAITAMA」の普及促進

6 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期における安全衛生方針の決意表明及び「令和2年度安全衛生管理自主点検表」を活用した自主点検の実施。（自主点検表は埼玉労働局ホームページからダウンロード）
- (2) 安全衛生管理体制の確立、確認
- (3) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (4) ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止活動の実施
- (6) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく積極的な取組
- (7) 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
 - ・ 作業計画、作業マニュアルの点検、確認、作成
 - ・ 作業計画、作業マニュアルに基づく安全衛生教育の実施
 - ・ 作業計画に基づく作業開始前ミーティングの実施
- (8) K Y (危険予知) 活動の実施
- (9) 安全衛生パトロールの実施
- (10) 業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除
- (11) 職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S)の徹底
- (12) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (13) 降雪期を考慮した交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (14) 荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の荷台からの墜落防止の安全対策
- (15) 「Safe Work SAITAMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークの活用による安全衛生の意識高揚

7 重点実施事項

(1) 全業種共通

- ア 事業者の安全衛生方針の確認、所信表明
- イ 4S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動の推進
- ウ 床等の水、油、氷等の清掃、除去による転倒災害の防止
- エ 脚立、梯子等の正しい使用方法による墜落・転落災害の防止
- オ 床面、通路、階段等の設備改善による転倒災害、墜落・転落災害の防止

- カ 無理な姿勢による荷の取扱作業の排除による腰痛の防止
- キ 荷役作業安全ガイドラインに基づく荷役作業時の安全確保
- ク 交通法規、自動車運転車労務改善基準の遵守による交通労働災害の防止
- ケ 雇入れ時の安全衛生教育の徹底
- コ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

(2) 製造業

- ア 加工用機械、運搬装置等の安全装置、安全カバーの設置によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止
- イ 平成 25 年 4 月改正の労働安全衛生規則による食品加工用機械の対策の実施
- ウ 非定常作業、故障時のマニュアル確認及び安全作業の徹底
- エ 通路、階段、作業床等の墜落、転倒防止のための改善
- オ フォークリフト、クレーン等の資格者の確認と資格者による作業
- カ 用具の正しい使用方法による作業
- キ 重量物扱いの災害性腰痛、捻挫防止のための正しい方法による作業

(3) 建設業

- ア 法令に基づく足場の設置、開口部の手すり等の設置又はそれらを設けることが困難な場合の墜落制止用器具の使用による墜落・転落災害の防止
- イ 足場先行工法、手すり先行工法の実施
- ウ 車両系建設機械、クレーン等に係る作業半径内立入禁止措置等安全作業の徹底
- エ 平成 25 年 8 月改正の労働安全衛生規則による解体用機械の対策の実施
- オ 携帯用丸のこ盤の安全教育の徹底と歯の接触予防装置の確実な使用
- カ 作業計画に基づく適切な作業
- キ 足場等の防護ネットの設置等による高所からの落下物災害の防止
- ク 脚立、梯子、ワイヤーロープ等の点検と特に梯子使用時の緊結、転位防止、昇降時の安全ブロック及び墜落制止用器具の使用等適切な作業方法による作業
- ケ 作業主任者の作業指揮に基づく作業
- コ 新規採用者に対する安全衛生教育の実施

(4) 陸上貨物運送事業

- ア 過労運転及び降雪、凍結による交通労働災害の防止
- イ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく次の災害防止対策
 - ① 荷台からの墜落・転落防止
 - ② フォークリフト、クレーン等の災害防止
 - ③ コンベヤーによる災害防止
 - ④ ロールボックスパレットによる災害防止
 - ⑤ 転倒による災害防止
 - ⑥ 腰痛防止対策
 - ⑦ 荷崩れ又は荷の落下による災害防止
 - ⑧ 陸運事業者と荷主との連絡調整

(5) 小売業・飲食店

- ア 4S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動の推進等による転倒・転落災害の防止
- イ 平成 25 年 4 月改正の労働安全衛生規則による食品加工用機械の対策の実施
- ウ 刃物、脚立、梯子等の正しい使用方法による作業
- エ 「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づく安全推進者の配置
- オ 職場の危険箇所の「見える化」の実施

(6) 社会福祉施設

- ア 新規開設時の安全衛生対策の確認
- イ 法令に基づく安全衛生管理体制の整備
- ウ 4S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動の推進等による転倒・転落災害の防止
- エ 無理な姿勢による作業の排除、補助具等の利用による腰痛の防止
- オ 職場の危険箇所の「見える化」の実施

事業場名		事業内容	
代表者職氏名		電話・FAX	
所在地		記入者職氏名	

労働者数 ※外国人 は内数	男 外国人	女 外国人	合計		労働災害死傷者数	平成30年	令和元年		令和2年			
			外国人	外国人			直接雇用	派遣	直接雇用	派遣	直接雇用	派遣
			直接雇用							休業4日以上		
派遣					休業1～3日							
合計					不休災害							
構内下請												

安全衛生管理体制

総括安全衛生管理者	<input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 未選任 <input type="checkbox"/> 非該当	安全衛生推進者	<input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 未選任 <input type="checkbox"/> 非該当
安全管理者	<input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 未選任 <input type="checkbox"/> 非該当	衛生推進者	<input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 未選任 <input type="checkbox"/> 非該当
衛生管理者	<input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 未選任 <input type="checkbox"/> 非該当	安全衛生管理規定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
産業医	<input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 未選任 <input type="checkbox"/> 非該当	産業医の作業場所等の巡視	<input type="checkbox"/> 月1回以上 <input type="checkbox"/> 月1回以上 <input type="checkbox"/> 無
安全衛生委員会	設置	<input type="checkbox"/> 有 (委員 人、うち労働者側委員 人) <input type="checkbox"/> 無	
	開催状況	<input type="checkbox"/> 有 (令和2年実績 回/年) <input type="checkbox"/> 無	
	産業医の出席	<input type="checkbox"/> 有 (令和2年実績 回) 議事録 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	議事録の労働者への周知	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
点検整備体制	設備ごとの点検責任者の指名 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	設備ごとの定期点検の記録 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

リスクアセスメント	実施状況	<input type="checkbox"/> 有 (平成 年 月から) <input type="checkbox"/> 無
	実施内容	<input type="checkbox"/> 危険源の洗出し <input type="checkbox"/> リスクの見積 <input type="checkbox"/> リス低減措置 <input type="checkbox"/> 実施記録作成

過重労働対策	時間外労働が80時間を超え、かつ、疲労の蓄積のある労働者	<input type="checkbox"/> 有 (人数 人) <input type="checkbox"/> 無
	医師による面談指導	<input type="checkbox"/> 有 (人数 人) 安全衛生委員会での調査審議 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

メンタルヘルス対策	メンタルヘルス不調者	<input type="checkbox"/> 有 (人数 人、うち休業者 人) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
	実施状況 ※該当事項の全てを チェック	<input type="checkbox"/> 推進担当の選任・周知 <input type="checkbox"/> 相談窓口の設置・周知 <input type="checkbox"/> 埼玉産業総合支援センター等の利用
		<input type="checkbox"/> 心の健康づくり計画の策定 <input type="checkbox"/> スタッフ研修の実施 <input type="checkbox"/> 管理者研修の実施
		<input type="checkbox"/> 労働者研修の実施 <input type="checkbox"/> ストレス調査、不調者の把握 <input type="checkbox"/> 衛生委員会等での調査審議
		<input type="checkbox"/> 職場復帰支援プログラムの策定

ストレスチェック制度	実施状況	<input type="checkbox"/> 有 (令和 年 月) <input type="checkbox"/> 無
	実施結果報告書の提出	<input type="checkbox"/> 有 (令和 年 月) <input type="checkbox"/> 無

新型コロナウイルス感染症防止対策	職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストの活用状況 ※別添、チェックリスト参照	<input type="checkbox"/> 有 (令和 年 月) <input type="checkbox"/> 無	実施回数	回
------------------	--	--	------	---

※記入方法 ①該当する項目にマル印を付ける。②該当する空欄に数字を記入する。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
 - 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
 - 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
- ※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・普段からマスク着用や咳エチケット(咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う)を全員に周知し、職場以外も含めて徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。どうしても共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめに消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控えるようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
	・社内での健康相談窓口の周知とともに、「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認している。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負担を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなる場合があります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ
	・事務室等における換気機能のない冷房使用時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.8.7版